|  |
| --- |
| 憲法共同センター　学習交流集会  **学習講演**　**日本国憲法の底力**  **―**改憲を許さず戦争をさせない道を展望する―（資料的レジュメ）  2016年2月20日・全国教育文化会館　　　　　　　　名古屋大学名誉教授・森　英樹 |

**はじめに**

**Ⅰ　政府・与党を窮地に追い込んだ批判・運動 2015を振り返る**

**（１）憲法学の先陣**

6月3日　憲法研究者の違憲声明（最終235名）→「9割の憲法研究者」が違憲を表明

6月4日　衆院憲法審査会で与党推薦の憲法研究者を含む3人が違憲の意見

　　・自民党の「身体検査不足」によるオウンゴールというマスコミ受けの「ドラマ」

　　・自民党推薦参考人まで違憲と言うほど異常が起こっている、という世論への影響

**（２）法的論理・知的誠実さを欠いた政府・与党の「反論」**

6月5日　高村自民党副総裁「憲法学者は憲法の字面に拘泥する」（自民党役員会）

6月5日　中谷防衛相「現在の憲法をこの法案に適応させる」（衆院安保特委）

6月11日　高村「国民の命を守りぬくのは憲法学者ではなく政治家だ」（衆院憲法審査会）

6月18日　首相「国際情勢に目をつぶって従来の解釈に固執するのは責任放棄」（衆院予委）

7月26日　礒崎首相補佐官「問題は我が国の防衛であり法的安定性は関係ない」（大分講演）

**（３）弁護士会・元最高裁裁判官・元内閣法制局長官の怒り**

5月14日　日弁連会長反対声明⇒9月19日　強行採決抗議　全52単位弁護士会反対声明

元最高裁判事の批判的態度表明：山本庸幸・園部逸夫・那須弘平・浜田邦夫・竹内行夫

そして山口繁・元最高裁長官の批判（朝日新聞9月3日インタビュー）

→中谷防衛相は「現役を引退した一私人の発言」と切って捨てる法論理への侮辱

多数の元内閣法制局長官の批判：58代大森政輔・59代津野修・60代秋山収・61代阪田雅裕・62代宮崎礼壹・64代山本庸幸［65代が小松一郎、66代が現在の横畠裕介］

⇒法破壊連打：10月14日沖縄県知事の承認取消に対し防衛省「不服審査」請求→強引着工

**（４）反知性主義・没論理・学問侮辱に対する怒り**

2014年4月18日　奥平康弘氏ら「立憲デモクラシーの会」結成

2015年6月15日　「安保関連法に反対する学者の会」結成→2016/2/1で14262人賛同

　文系学部廃止・教育学部再編という大学危機の中、150以上の大学に「反対の会」結成

　←1943年10月21日以後の学生徴兵猶予廃止・学徒出陣13万人も文系だった！

**（５）「民主主義ってなんだ、これだ」という新パワーの爆発＋反戦・反安保運動の蘇生**

□SEALDs（Students Emergency Action for Liberal Democracy-s）を皮切りに

MIDDLEs、OLDs、ママの会、高校生の会、DemosKratia、無数の地域団体・デモ…

□「安保」法の焦点化が、「安保」世代を覚醒⇒「60年・70年安保」から「15年安保」へ

□「戦後」70年で「戦争世代」が覚醒⇔**「二度と戦争しない」9条の底力**

**Ⅱ　「改憲」計画挫折から「壊憲」＝戦争法へ：戦争法「成立」への道のり**

2012年4月27日　自民党「日本国憲法改正草案」公表：野党時代の「言いたい放題」案

　　　　9月26日　自民党大会、安倍総裁を選出　決意表明「美しい日本を取り戻す」

　　　 12月16日　第46回総選挙、［小選挙区効果で］自民294・公明31の「圧勝」

←2012年夏　第3次アーミテージレポート（戦略国際問題研究所：CSIS）公表

「日米同盟－アジアの.安定をいかに繋ぎとめる.か」［野田政権への苛立ち：二流国家論］

“The U.S.-Japan Alliance：Anchoring Stability in Asia”

　　集団的自衛権行使・米軍肩代わり推進・南シナ海共同行動、更に原発再稼働・TPP・武器輸出等も要求⇒2013年2月、CSISで安倍講演「I am back, and so shall Japan be.」

⇒**96条先行改憲路線の爆走**：96条改憲先行を明言、4月21日「96代首相で96条改憲！」

2013年5月5日　国民栄誉賞授与式（東京ドーム）で「背番号96」の安倍球審

　5月8日　樋口陽一氏ら「96条の会」発足⇒96条先行改憲路線の失速

6月20日　参院選公約から96条先行改憲削除（「集団的自衛権」記載は１箇所のみ）

7月21日　第23回参院選で自民115、**改憲派2/3に達せず⇒解釈変更・壊憲へ**

8月8日　内閣法制局長官に法制局経験のない小松一郎・前駐仏大使を異例任命

9月17日　首相の私的諮問機関・安保法制懇を再開（小松長官と緊密連携）

11月27日　国家安全保障会議設置法成立→2104年1月7日国家安全保障局発足

12月7日　特定秘密保護法成立

2014年4月1日　武器輸出（禁止）3原則に代わる「防衛装備移転」3原則を閣議決定

**5月15日　安保法制懇報告書＋首相記者会見**（16日小松辞任→6月23日死去）

**7月1日　 集団的自衛権行使容認等の閣議決定**（安保法制懇報告よりも「限定的」）

12月14日　第47回総選挙、自民291・公明35で自民微減、しかし「圧勝」報道

12月17日　①初の国家安全保障戦略　②新防衛計画大綱　③新中期防 を閣議決定

2015年2月13日　戦争法案の与党協議開始→3月20日「具体的方向性」で合意

　→統一地方選のため休止→4月14日再開→5月11日最終合意（計13回・15時間）

4月27日　２＋２　**日米防衛協力の指針に合意←戦争法案の先取り**

　4月28日[沖縄デー] **日米首脳会談で辺野古基地新設の最終合意**

　4月29日　**首相、米議会両院合同部会で演説**（4人目、両院合同は初）

　　　・「安保法制はこの夏までに（by this coming summer）成就させます！」

　　　・「日米の民主主義大国で世界をもっと良い場所にしていこう！」→日米bigemony？

**5月14日　戦争法案閣議決定　⇒5月15日　戦争法案国会提出⇒衆議院審議へ**

6月4日　衆院憲法審査会「事件」＋9割の憲法学者が違憲

6月22日　会期「戦後最長の95日間延長」を可決（9月27日（日）まで）

→「戦後最長延長」までする「丁寧さ」の後に「決めるべきは決める」

**7月15日　衆院特別委強行「採決」⇒7月16日　衆議院「可決」**（自公＋次世代の賛成）

7月21日　参議院審議開始：筋違い・取り違え・無関係・誤り・繰り返し等の答弁続出

**9月17日　午後4時30分～36分　参院特別委、強行「採決」**

佐藤自民党筆頭理事（元1等陸佐）指揮の下、防大「棒倒し」にならい、「かまくら」で委員長を取り囲む訓練を重ねて実行（野党による混乱ではない！）。鴻池委員長は「かまくら」の中でペンライトで原稿を読み、佐藤の指示で（何を採決しているかはわからないまま）与党・次世代の委員が「起立」して「可決」した（ことにした）。

速記録は「委員長（鴻池祥肇君）……（発言する者多く、議場騒然、聴取不能）」だけ

［⇒10月11日公開の「会議録」では「可決すべきものと決定」と追記する「捏造」］

**9月18日　衆参本会議**で問責決議・内閣不信任決議の各案件を重ね**午前2時18分「可決」**

|  |
| --- |
| ⇒委員会の審議時間：衆院116時間30分（6位）・参院100時間8分（3位）だったが  政府答弁の混乱多く、審議中断は記録的な衆院111回・参院114回 |

**Ⅲ　「壊憲」から再度「改憲」へ：戦争法「成立」の逆利用**

**（１）首相、改憲発言に転進してエスカレート**

■2015年6月26日衆院平安特委では、集団的自衛権行使容認につき「現在の憲法下で認められる解釈はこれが限界で、これ以上の変更はない」としつつ、改憲については「国民の過半の支持がなければできず、現状はとても『改正せよ』という状況になっていない」と改憲に消極姿勢。

■だが、9月24日、戦争法「成立」直後の189国会閉幕にあたっての首相記者会見では

「**憲法改正は自民党の党是**だ。参院選でも公約に掲げていくことになる」と転進

11月10日、衆院閉会審査で「自民党はすでに草案で全文を示しているので、どの条文から改正すべきか、**議論する段階**にある」「**緊急事態対処**などは野党の賛同を得やすい」

11月10日、日本会議系1万人集会に「憲法改正をともに進めよう」メッセージ

11月11日、参院閉会審査で「大規模な災害が発生したような**緊急時において**、国民の安全を守るため、国家そして国民自らがどのような役割を果たしていくべきかを**憲法にどのように位置付けるか**については、極めて重く大切な課題である」と答弁

11月28日、創生日本会合で首相「改憲は自民立党の原点」とあいさつ

2016年1月4日、年頭会見「憲法改正は参院選でしっかり訴えたい」→争点化を明言

1月10日、ＮＨＫ日曜討論「参院選で自・公両党で過半数を確保し、おおさか維新の会など憲法改正に積極的な政党で、3分の2の議席の確保を目指す」と発言

1月15日、参院予算委で首相「**緊急事態条項**」で改憲を主張

1月21日、参院決算委「どの条項を改正すべきかという現実的な段階に移ってきた」

1月22日、施政方針演説「憲法改正には逃げることなく答えを出していく」

2月3日、衆院予算委で**9条2項改憲**まで踏み込む（後述）

2月4日、衆院予算委「たった3分の1の国会議員が反対することで、国民投票で議論する機会を奪っている。96条改正の必要性を訴えていく」と**96改憲**に再び意欲を示す。

■どの改憲項目がメデイアや国民の支持を得られる突破口かを手探り中か？

**（２）首相の改憲主張を点検する**（⇔他の閣僚の沈黙？）

①「首相」の改憲発言がそもそも憲法違反！

　99条「公務員の憲法尊重擁護義務」⇒首相も当然に「憲法尊重擁護義務」を負う

96条「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議」するだけ⇒改憲主張できるのは国会（議員≒会派≒政党）であり首相ではない。

⇒現に歴代首相で首相のまま改憲を主張したのは鳩山一郎のみ（岸でさえ主張を封印）

②逆転の論理：戦争法で「壊憲」しておいてそれに合わせる「改憲」を求める「逆立ち」

⇒実は「戦争法を実施する場合の障害になっているのが憲法である」ことを自白！

自民党稲田政調会長「（9条2項は）現実にまったくあわないから、このままにしておくことが立憲主義を空洞化させ、変えるべきだ」（1月23日BS朝日＋2月3日衆予委）⇒「壊憲」して空洞化したから「改憲」という逆立ちの論理

呼応する首相「憲法学者の７割が自衛隊の存在自体が憲法違反という判断をしている」ので「9条2項を改正すべき」（2月3日衆予委）⇒違憲批判に改憲で対抗する逆立ち

憲法学者の意見を重視するなら「9割が違憲」とした戦争法案こそを廃止すべき！

⇒2月8日、九条の会（澤地・小森・渡辺・小澤）が緊急会見しアピール

③緊急事態条項のための改憲という「理由」（環境権・財政規律条項はもう言わない）

安倍首相「大規模な災害が発生したような緊急時において、国家そして国民自らがどのような役割を果たすべきか、それを憲法にどのように位置付けるかは、大切な課題。引き続き、国民的な議論と理解が深まるように努める」（1月15日参予委）と前向き

論点ⅰ）大規模災害に備える憲法の「緊急事態条項」というウソ

　　　⇒現行法の強化で対応可能、「想定外」にしていた原発事故対応の怠慢

論点ⅱ）戦争法実施には「緊急事態条項」が必要不可欠という真相

論点ⅲ）自民党改憲案の「古典」ぶり

自民党案第98条（緊急事態の宣言）

１　内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

　　　⇒「閣議にかけて」であって「閣議決定」とは限らない！

２　緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。⇒「事後」承認の道くっきり

自民党案第99条（緊急事態の宣言の効果）

１　緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。⇒内閣（＝首相）への全権委任

２　前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。⇒事前承認はむしろ禁止？

⇒大日本帝国憲法8・9・14・31条等「緊急事態憲法」と同類型の規定

⇒ただし2012年草案は自民党が野党だったときの「言いたい放題」草案

　⇒したがって「大修正」や「大幅譲歩」をする可能性あり。

論点ⅳ）「国際的に多数の国が採用している憲法の条文」論（1月19日答弁）の精査

・1919年ワイマール憲法48条「大統領緊急権」

　「ドイツ国内において、公共の安全および秩序に著しい障害が生じ、またはそのおそれがあるときは、大統領は、公共の安全および秩序を回復させるために必要な措置をとることができ、必要な場合には、武装兵力を用いて介入することができる」

「この目的のために、大統領は一時的に」憲法上の諸基本権の「全部または一部を停止することができる」⇒1933年ヒトラー政権で「活用」し独裁体制成立

　　・ナチスへの反省に基づく戦後各国憲法での制約

　　　・西ドイツ憲法の1968年緊急事態条項：強い議会関与と裁判所による統制

市民運動等弾圧の「対内的緊急事態」不採用

・イタリア1947年憲法：緊急時の政府が出す「法律の効力を有する命令」も「両議院に提出」することを義務づけ

・フランス1958年第5共和制憲法：16条の大統領非常措置権

首相・両院議長・憲法院への諮問を必須の事前手続きとする

アルジェリア事件への適用に対する批判⇒爾後、発動に禁欲的

⇒安倍「多数の国が採用している」言説の不正確さ

論点ⅴ）日本国憲法の場合

　大日本帝国憲法「天皇の緊急権」に対する深刻な反省

⇒天皇権限の無力化と9条の戦争放棄・戦力放棄で、戦争にしないことが大前提

　⇒「国に緊急の必要があるとき」は54条所定の参議院「緊急」集会で対応

**Ⅳ　終わらない戦争法のたたかいと今後の課題**

**基本軸①**：「大衆の忘却力は大きい。これに依拠せよ」（ヒトラー『わが闘争』）との闘い

「忘却」を狙う基本戦略：「マッチョな『政治』からソフトな『経済』へ」の転換

⇒自民参院選ポスター「経済で、結果を出す」⇒だが「経済」が浮上しない

⇒そこで南沙諸島の「緊張」、北朝鮮の「脅威」を理由に改憲強調の可能性

Topics：2月7日9時半、北、人工衛星運搬用？長距離弾道ミサイル、実験発射

　1月6日の水爆実験と併せて国連安保理決議違反⇒安保理7日緊急声明

　日本領域への落下可能性は全くないのに、官邸・自衛隊・自治体等の大騒ぎ

　予告付き発射にさえぎりぎり対応⇒軍事的対応の無力露呈

　過剰なPAC3の「迎撃態勢」⇒上空500キロのミサイルを射程50キロで「迎撃」？

　陸自部隊の関東・沖縄緊急配備、再突入迎撃・終末高高度防衛ミサイル配備の可能性

　北の暴走を止めるのは軍事的手段ではなく政治的手段しかない！

2月8日、政府与党連絡会議で首相「安保法制成立で迅速に対応できた」と発言し

　　　　　　　公明・井上幹事長も「安保法制の必要性が浮き彫りになった」発言

**基本軸②**：安倍改憲路線の迂回作戦が戦争法⇒憲法自体は無傷でメッセージ発信継続

「違憲法案」コールが反対運動のうねりを創出・蘇生⇒**憲法9条の底力**を発揮

**（１）参議院採決の無効・やり直し要求**

9月25日、醍醐聰ほか「安保法案の採決不存在の確認と法案審議の再開を求める申し入れ」

　32101筆の賛同とともに参議院議長・鴻池委員長に提出⇒無視

10月11日、会議録公開で議事録「追記」という改竄が明確化

10月21日、野党5会派125名、憲法53条に基づき内閣に召集を要求

　⇒内閣のよる違憲の無視、1月4日、異例の早期通常国会召集（同日選含み？）

2016年2月4日、参院議運理事会で野党、議事録「追記」の前例を事務局に調査要求

**（２）戦争法施行による危険に対決（ただし参院選後？）**

・南スーダンPKO：UNMISS: Mission in the Republic of South Sudanの自衛隊任務拡大

⇒中立の停戦監視から武力行使による「住民保護」へ⇒違憲の武力行使をする自衛隊へ

･米国等の対IS軍事行動に対する「後方支援（兵站）」という自衛隊任務拡大

　⇒今は「政策判断」として行わない、とするだけ（2月4日衆予委・安倍＝中谷答弁）

いずれも参院選後に具体化する可能性

**（３）税制・財政問題から軍拡を問い詰める：「グンプク」運動の再開・強化**

2016年度予算案での社会保障費増額抑制＋軍事費5兆円超過を告発する

**（４）戦争法廃止・閣議決定撤回の（暫定的）国民連合政府**←オール沖縄の総選挙に学ぶ

2015年9月19日、日本共産党第4回中央委員会総会で決定し同日提唱→賛同の広がり

1000人委員会／実行委員会／共同センターを軸にした結束、19日運動と2000万署名

2015年12月20日、「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」結成

　⇒1月23日初のシンポ集会に民主・共産・維新・社民各党代表も挨拶

2016年1月19日、樋口氏ら「立憲政治を取り戻す国民運動委員会（民間立憲臨調）」結成

2月11日、参院熊本選挙区で野党統一候補に阿部広美氏確定⇒他県への波及

**2016年2月19日、戦争法廃止法案、野党5党で共同提案？**

**終わりに**

第1次安倍政権崩壊主要因は「政治と金」＝佐田・松岡・久間・赤城・遠藤のドミノ辞任

第2次安部政権を襲ったのも「政治と金」＝小渕・松島・江渡の連続辞任⇒内閣改造へ

第3次安倍改造政権を襲っている「政治と金」：「あまり」にひどい甘利UR 疑惑を筆頭に

島尻・馳・森山の政治資金、はては高木「下着ドロ」、島尻・岩城・丸川・高市の発言等

⇒安部の脳裏をよぎるドミノによる退陣のトラウマ？

⇒2007年7月同様に2016年7月参院選で敗北させ、安倍内閣退陣へ！！